

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
当社の組織変更による修正	「電源立地班」を「立地班」、「渉外班」を「地域対応班」に修正。
他の原子力事業所へ派遣する協力要員他の明確化による修正	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合に協力する派遣要員数及び貸与する資機材の明確化。
通報様式の見直しによる修正	「原子力発電所の緊急時対策指針 [(社)日本電気協会発行]」の改定を踏まえた通報様式に修正。
国土交通省組織改正による修正	「自動車交通局技術安全部環境課」を「自動車局環境政策課」に修正。

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。